

第10回 特別弔慰金が支給されます

8月上旬から地区別に順次申請の受付を行います

受付開始直後は大変窓口が混雑し、ご迷惑をおかけすることが予想されます。つきましては、受付業務をスムーズに行うため、地区別に市役所で受付を行いますので、下記指定の期間でお越しいただきますよう、ご理解・ご協力をお願いします。

- **対象** 戦没者死亡当時に生計を同じくしていた遺族のうち、平成27年4月1日(基準日)に公務扶助料・援護法における遺族年金等を受取る人がいない場合、先順位の遺族1人
- **支給内容** 額面25万円(5年償還の記名国債)
- **受付時間** 9時～16時30分
- **受付場所** 市役所1階 厚生福祉課(窓口120・121番)
- **受付期間** 地区別に受け付けますので、お住まいの地区の受付期間にあわせて申請をしてください。

地区名	受付期間	地区名	受付期間
筒井地区	8月4日(火)～8月5日(水)	平和地区	8月6日(木)～8月11日(火)
昭和地区	8月12日(水)～8月17日(月)	郡山地区	8月18日(火)～8月28日(金)
片桐地区	8月31日(月)～9月8日(火)	矢田地区	9月9日(水)～9月17日(木)
治道地区	9月18日(金)～9月30日(水)		

※土曜・日曜・祝日を除く。地区ごとの日数は、遺族会の会員数で按分して決めています。
 ※請求期間は平成30年4月2日までです。上記日程で都合が悪い場合は、**地区受け付け終了後、10月1日(木)から平成30年4月2日までの間に随時請求してください。**

- **持ち物** 印鑑(届出印)と下記の必要戸籍(※申請書等、必要書類は厚生福祉課にあります)

<必要戸籍は以下のとおりです>

ただし、ケースによっては、下記以外にその他書類・戸籍が必要な場合があります。

		必要な戸籍の種類
①	請求者が前回と同じ場合	・請求者の戸籍抄本(平成27年4月1日以降のもの)
②	請求者が前回受給者と同順位者の場合	・請求者の戸籍抄本(平成27年4月1日以降のもの) ・戦没者等の死亡当時における戦没者等と請求者との続柄を証する戸籍
③	請求者が前回受給者より後順位の場合	・請求者の戸籍抄本(平成27年4月1日以降のもの) ・戦没者等の死亡当時における戦没者等と請求者との続柄を証する戸籍 ・先順位者がいないことを証する戸籍
④	新規に請求する場合	・請求者の戸籍抄本(平成27年4月1日以降のもの) ・除籍謄本、原戸籍等(戦没者等の死亡時における、戦没者と請求者との続柄を証する戸籍) ・遺族年金給付の受給権者がいないことを証する戸籍

- **詳細・問合せ** 厚生福祉課 厚生係(内線532)